

木更津市新規就農事前審査会設置要綱を次のように定める。

令和7年12月10日

木更津市農業委員会会長 杉山 孝

木更津市農業委員会告示第13号

木更津市新規就農事前審査会設置要綱

(設置)

第1条 本市において新たに農地法（昭和27年法律第229号）又は農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）に基づき農地又は採草放牧地について権利の設定若しくは移転を受けようとする者等について農地法又は農地中間管理事業の推進に関する法律の要件を審査し、営農に関し必要な助言又は指導を行うため、木更津市新規就農事前審査会（以下「事前審査会」という。）を設置する。

(審査対象者)

第2条 事前審査会で審査を行う新規就農者は、次に掲げるもの（以下「新規就農者」という。）とする。

- (1) 本市で新たに農業を営もうとする個人。ただし、他の市区町村において現に農業を営んでおり、その事実を確認できるときは、この限りでない。
- (2) 本市で新たに農業を営もうとする法人
- (3) 現に農業を営んでいる者で法第3条第2項に該当するおそれがあるもの
- (4) 前3号に掲げるもののほか、農業委員会会長（以下「会長」という。）が必要と認める者

(組織)

第3条 事前審査会は、次に掲げる者で組織する。

- (1) 会長
- (2) 農業委員会会長職務代理者
- (3) 新規就農者の住所又は所在地を担当する農業委員及び農地利用最適化推進委員（以下単に「委員等」という。）。ただし、当該新規就農者の住所又は所在地が市外に存する場合は権利を取得しようとする農地が存する区域を担当する委員等
- (4) 次に掲げる委員等で会長が必要と認めるもの
 - ア 権利を取得しようとする農地が存する区域の委員等
 - イ 新規就農者の住所若しくは所在地又は権利を取得しようとする農地が存する地区の委員等

- (5) 新規就農者が提出した営農計画に関し知見を有する委員等その他の会長が必要と認める委員等
(会議)

第4条 事前審査会は、会長が招集し、会長がその議長となる。

2 事前審査会は、次に掲げる場合は、開くことができない。ただし、対面での開催が困難な場合その他対面での開催を要しないと会長が認めた場合は、書面により開催することができる。

- (1) 会長及び会長職務代理者のいずれも欠席の場合
- (2) 前条第3号に掲げる委員等のいずれも欠席の場合

3 事前審査会の議事は、出席した委員等の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

4 事前審査会は、原則として総会の日に開催するものとする。

(委員等以外の者の出席等)

第5条 新規就農者は、事前審査会に出席し、営農計画その他必要な事項について自ら説明するものとする。この場合において、新規就農者は説明を行うにあたり知見を有する者その他関係者を同席させ、当該説明を補足させることができる。

2 事前審査会は、必要があると認めるときは、第3条に掲げる者以外のものの出席を求め、その説明若しくは意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(資料提出)

第6条 新規就農者は、次に掲げる書類を農業委員会へ提出しなければならない。

- (1) 農業経営実施計画書
- (2) 農業経営実施計画書を作成するにあたって参考にした資料（出典元の記載があるもの。）
- (3) 土地登記事項証明書
- (4) 公図の写し
- (5) 案内図
- (6) 他市町村で営農の実績がある場合は、農業経営実態証明書又は耕作証明書
- (7) 認定農業者又は認定新規就農者である場合は、その認定を確認できる書類
- (8) 農業に関する研修を受講したことがある場合は、その受講内容がわかる書類
- (9) 農業資格、農業学校の過程を終了している場合は、その修了証書
- (10) 会長が別に定める事前確認票
- (11) 前各号に定めるもののほか、事前審査会が必要と認める書類

- 2 事前審査会は、前項各号の書類が提出されたときは速やかに当該書類の確認を行う。
- 3 事前審査会は、前項の確認が終了した日の属する月の翌月（確認を終了した日が16日以降の場合には、当該日の属する月の翌々月）の総会の日を開催する。

（審査等）

第7条 事前審査会は、新規就農者について次に掲げる要件について審査し、その結果を決定する。

- (1) 農地法第3条第2項各号に該当しないこと
 - (2) 農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項第2号及び第3号に掲げる要件を満たすこと
- 2 事前審査会は、第5条第1項の説明、同条第2項の説明等及び前条第1項各号の書類により、新規就農者に対して営農等に関する助言をすることができる。
 - 3 前項の助言により前条第1項各号の書類又はその内容を変更することとなった場合は、当該変更後の書類を提出しなければならない。
 - 4 第1項の審査により同項各号の要件を満たさない、又は満たさないおそれがある場合等、不適當であると決定したときは、改善のために必要な指導をするものとする。
 - 5 前項の指導により必要な改善をした場合は、改善に係る変更後の書類を提出しなければならない。この場合においては、改めて事前審査会を開催するものとする。

（総会への報告）

第8条 第3条第3号の農業委員は、事前審査会の審査を経て新規就農者に係る権利の設定又は移転に係る手続きが議案として審査される総会において、事前審査会の審査結果を報告するものとする。

（庶務）

第9条 事前審査会の庶務は、農業委員会事務局において処理する。

（委任）

第10条 この要綱に定めるもののほか、事前審査会の運営に必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この告示は、公示の日から施行する。